

平成 24 年（ワ）第 872 号・1075 号損害賠償請求事件

原 告 第 872 号事件 岡崎クニ子 外 141 名

第 1075 号事件 岩城信義 外 99 名

被 告 北九州市 外 1 名

2012（平成 24）年 10 月 9 日

## 準 備 書 面 1

福岡地方裁判所小倉支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 齋 藤 利 幸

### 被告北九州市の答弁書について

#### 同第 3 について

- 1 同被告は原告への求釈明への回答を待って認否するとしている。
- 2 しかし、その求釈明事項を見ると、原告の主張の不明を明らかにするものと言うよりも、被告の意見部分がほとんどである。即ち、原告の主張の不明を明らかにする必要性に基づくものでないことは明らかである。
- 3 このことは相被告の宮城県の答弁が、全て誠実に答えられており、次回は同被告の主張を明らかにするとしていることから明らかである。
- 4 被告北九州市も速やかに、誠実に認否することを求める。

#### 同第 4 被告の主張に対する認否

同 1・2 事実については不知。法的主張については争う。

##### 【反論】

- ① 国のいわゆる広域処理政策については二つの大きな誤りがある。  
一つはがれき量の極端な見積もりの誤り（甲 38）である。  
もう一つは、放射能汚染等危険ながれきを封じ込めずに日本全国にばらまこうとしたこと（甲 17）である。  
国が誤った政策を実施しようとするとき、住民保護の観点から、これを慎重に検討するのが、まさに地方自治体の大きな役割である。なぜならば、市民自身が国に対抗して身を守ることなど到底不可能だか

らである。

② ごく普通の、良識ある自治体はまさにそのように行動した(甲 31・40～45)。

i 札幌市長曰く(甲 31)

『 放射性物質が付着しないがれきについては、当然のことながら受け入れに協力をする。しかし、放射性物質で汚染され安全性を確認できないがれきについては、受入れはできない。』と、市長としての考えを述べさせていただきました。

「放射性廃棄物は、基本的には拡散させない」ことが原則というべきで、不幸にして汚染された場合には、なるべくその近くに抑え込み、国の責任において、市民の生活環境に放射性物質が漏れ出ないよう、集中的かつ長期間の管理を継続することが必要であると私は考えています。非常時であっても、国民の健康と生活環境そして日本の未来を守り、国内外からの信頼を得るためには、その基本を守ることが重要だと思います。

また放射性物質についてですが、震災以前は「放射性セシウム濃度が、廃棄物 1kg あたり 100 ベクレル以下であれば放射性物質として扱わなくてもよいレベル」だとされてきました。しかし現在では、「焼却後 8,000 ベクレル/kg 以下であれば埋立て可能な基準」だとされています。「この数値は果たして、安全性の確証が得られるのか」というのが、多くの市民が抱く素朴な疑問です。全国、幾つかの自治体で、独自基準を設けて引き受ける事例が報道され始めていますが、その独自基準についても本当に安全なのか、科学的根拠を示すことはできてはいないようです。

札幌市はこれまで、心やさしい市民の皆様方とともに、さまざまな支援を行ってまいりました。今なお札幌では、1,400 人を超える被災者を受け入れており、あるいは一定期間子どもたちを招いて放射線から守る活動などにも積極的に取り組んできたところです。そのほか、山元町への長期派遣をはじめとした、延べ 1,077 人に及ぶ被災地への職員派遣、等々。今までも、そしてこれからも、札幌にできる最大限の支援を継続していく決意に変わりはありません。

(私は)何度も自問自答を繰り返しながら、私は、「市長として判断する際に、最も大事にすべきこと、それは市民の健康と安全な生活の場を保全することだ」という、いわば「原点」にたどり着きました。

私自身が不安を払拭できないでいるこの問題について、市民に受入れをお願いすることはできません。市民にとって「絶対に安全」であることが担保されるまで、引き続き慎重に検討していきたいと思っています。』

市民にこの様に説明したあと、環境省に対しては、

『現在、国から示されている基準や指針では、放射性物質に汚染された市外廃棄物の処理体制として、安全の確証が得られる状況はないと考えており、現時点で…災害廃棄物を受け入れることは出来ません。』

つきましては、本市が通常処理している廃棄物相当の安全性が確保された災害廃棄物に関する情報提供をお願い致します』(甲 43)

と要請している。しかし環境省からは何の回答もなされず、かえって、「もう広域処理要請は行わない」旨の通知がなされている(甲 46)。

- ii 新潟県知事は同じ環境省のがれき受入要請に対し、市民を守る立場から、2度環境省に対して詳細な質問を行い(甲 44・45)環境省はこれらに対して何ら回答出来ないでいる。

質問に曰く(甲 44)

『岩手県等のごみ焼却施設で最大3万ベクレル/kgの飛灰が検出されていることから震災がれきの広域処理にあたっては、放射能の安全対策を厳格に対応する必要があります。さらに、国が定めた基準(8,000ベクレル/kg)以下の焼却灰等を埋め立てた処分場から基準を超過する放流水が確認されており、放射能に関する安全基準に問題があるという懸念があります。』

がれきの受入れについての地域のコンセンサスが得られていない中で、県としては、県民に説明できる十分な情報を持っておらず、直ちに受入れを決められる状況には至っておりません。

このため、まず、別紙の質問について御回答くださるようお願いいたします。

## 1 がれき処理の全体計画の明示について

- (1) 地元でのがれきの量、焼却施設の設置基数、処理能力
- (2) 地元での処理を極力推進すべきではないか。
- (3) 可燃物について、焼却ばかりでなく埋立も推進すべきではないか。
- (4) これらを踏まえて地元での処理が可能なのではないのか。被災地であっても処理状況に違いが出ていると聞いているが、その現状とともに原因を明示していただきたい。

## 2 放射能対策について

- (1) 管理型処分場で、長期に渡って本当に放射性物質を封じ込められるのか。

管理型廃棄物処分場で国の基準値以下の焼却灰を埋め立てたにもかかわらず、水溶性の放射性物質を含む排水が基準超過になった事例（伊勢崎市）や、処分場の水漏れがあった事例（君津市）がある。

- (2) 国の基準の信頼性への疑問

国が示した農地の作付けに係る放射性セシウムの濃度の上限値（5000 ベクレル/kg）以下であっても、当時の暫定規制値（500 ベクレル/kg）を超過する玄米が確認されている。』

再質問はさらにすさまじい(甲 45)

『 先日、環境大臣から、本県が4月6日に提出した、「災害廃棄物の広域処理の必要性及び放射能対策に関する質問」に対する文書回答（別紙）があったところですが、従来の説明の域を超えない内容であり、県としては、依然として、受入れを決められる状況に至っていないことから、災害廃棄物の放射能対策及び広域処理の必要性に関して、別紙のとおり再質問します。

### 1 放射性物質に関する国の認識について

- (1) 震災後制定された法令により、放射性廃棄物の処分を想定していない市町村の廃棄物処理施設で放射性廃棄物の焼却や埋設等の処分を可能とし、排ガス、排出水中の放射性物質濃度を常時監視しないなど、震災以前の規制を緩めたことは、環境への放射性廃棄物の漏洩・拡散のリスクを高めることを許容したということによいか。

その場合、その考え方は何か。

また、決定に至る議事録等を示されたい。

- (2) 国の放射性廃棄物に関する規制値の設定の考えは、この I C R P の考えを維持しているのか。

また、そうであれば担保している根拠を示されたい。

- (3) 放射性物質を扱う専門組織及び専門職員が存在しない市町村に、放射性物質の管理をさせることの妥当性をどう考えているのか。

- (4) 震災後制定された法令では、放射性廃棄物を含む焼却灰等を市町村最終処分場で埋立可能とする濃度を 8,000Bq/kg 以下とし、濃度規制だけをもって規制している。放射性物質の貯蔵については、その量を国に許可・届出することが義務づけられていることに対し、当該処分場に埋立できる放射性物質の総量を規制しない理由を示されたい。

## 2 放射能対策についての技術的問題について

- (1) (2) (3) 略

- (4) 土壌層による放射性セシウムの吸着能力（量・期間）の科学的検証を示されたい。

- (5) 大雨により処分場が冠水した場合の安全性の検証について示されたい。

- (6) 浸出水が漏洩した場合、周辺環境への影響の把握など恒久的な対応方法をどうすべきか国の考え方を示されたい。

- (7) 環境省の資料では、…全てのセシウムが塩化物となることを想定していると考えられる。

焼却した場合、セシウムは何%が塩化セシウムになるのか、また、ガス化するセシウムはないのか、科学的検証を示されたい。

- (8) 震災がれきを焼却している施設では、国の指導に従って通常の測定方法により検体を採取、測定し、排ガス中の放射性セシウム濃度としているが、ガス化している放射性セシウムがある場合は正確な測定でない可能性がある。これに対する科学的検証を示されたい。

- (9) 静岡県島田市の災害がれきの試験焼却の結果において、公表されているデータによれば、焼却から発生する排ガス、ばいじん等の一連の行程での放射性セシウムの物質収支量を見ると、4割の放射性セシウムが所在不明となっているが、その原因と理由を示されたい。

### 3 放射能対策についての管理面の問題について

- (1) 震災以前は厳格に国が規制していた放射性廃棄物の処分について、これまで放射性廃棄物の処分の経験がなく、また、放射能に関する専門職員及び組織を持たない市町村に委ねることは、放射性物質の漏洩によるリスクを高め、本来国が負うべき責任を市町村に転嫁しているように見えるが、トラブルが生じた場合、国はどのような具体的な責任をとるのか。（現に国の基準を満たした焼却灰を埋め立てたにも拘わらず、その排水から放射性セシウムが基準を超えた事例が見られている。）
- (2) 青森県六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターでは、管理期間を概ね300年と見込んでいる。  
放射性セシウムの半減期は30年であるが、市町村の一般廃棄物最終処分場で封じ込む期間や封じ込めのレベルをどの程度と見込んでいるのか。
- (3) 群馬県伊勢崎市の最終処分場や千葉県市原市の廃棄物処理会社の排水から、国が示した排水基準の目安を超える放射性セシウムが検出されるなど、実際に放射能の漏洩等、現に管理できていない事例が見られる。  
放射性物質の取り扱いの経験のない多数の事業主体が、なぜ厳格に管理できると考えているのか、本来、国で一元的に管理すべきではないか、根拠を示されたい。

### 4 「がれき処理の全体計画の明示」について

- (1) 5月10日付けの回答では、「岩手、宮城両県の災害廃棄物の発生量、処理量等について見直しを行っているところであり、広域処理の必要量についても改めて精査が行われる予定」とのことであるが、これらが未確定な中では広域処理の必要性

について明確にならないと考えられるので、これらを明らかにした上で、改めて4月6日提出の質問に回答いただきたい。また、その際、岩手県及び宮城県における可燃物の発生量についても示されたい。

(2) 今回回答いただいた参考資料及び環境省ホームページ等を基に推計（別表参照）すると、平成26年3月末における地元未焼却量の推計は98.4万トンとなり、これは、広域処理を行わなくとも、平成26年3月末から岩手県では2か月弱、宮城県では7か月弱で焼却処理が終わる量である。一方、4月17日付け環境省資料によれば、既に162万トンの広域処理が現実的なものとなりつつあるとのことなので、これ以上の広域処理は不要ではないか。

(3) 仮設焼却炉を岩手県で2基、宮城県で29基、合計31基が稼働中又は設置予定であるとのことだが、これらによって全ての災害廃棄物を本当に域内処理できないのか、改めて明確な根拠を示されたい。

(4) 今回回答いただいた参考資料では、宮城県で災害廃棄物処理する焼却炉に既存の焼却炉がないが、なぜ既存の焼却炉も活用しないのか。地元で埋立の反対運動があったことが原因なのか。

(5) 仙台市では地域内の処理が進み、他地域の災害廃棄物についても10万トンの処理を引き受ける一方、来年12月までには焼却処理を終了するとのことである。

国は、被災地の災害廃棄物処理を全体的に見通しつつ、被災地域間の災害廃棄物処理の進捗の違いを調整して、できるだけ域内処理できるよう調整すべきと考えるが、現在どのような調整を行っているか。また、そうした調整を行っていない場合は、その理由を示されたい。

(6) 略

(7) 阪神淡路大震災では、兵庫県内において、可燃物の23%程度が埋立処理がされたが、なぜ、放射性物質の濃縮の危険がある東日本大震災の可燃物の埋立処理を行わないのか。

(8) このように、広域処理の必要性が明確でない中では、むしろ

る広域処理により生じる多額の国家予算を、被災地支援に有効利用すべきではないか。

(例) 岩手県のホームページによれば宮古地区広域行政組合の処理単価が1トン当たり16,300円なのに対し、財団法人東京都環境整備公社の広域処理単価(運搬費含む)は1トン当たり59,000円となっている。広域処理引受量162万トンで差額を算出すると、約700億円となる。)

(9) なお、環境省は、5月21日に、岩手県、宮城県の広域処理必要量の見直し結果を発表しているが、従来の必要量はどのように見積もったのか、また、今回見直しの理由と内容について、改めて明確に回答願いたい。』

- ③ 以上に対し、被告北九州が原告等の住民の身体・生命・健康を守るために環境省に対して、どのような確認事項を行ったのかは市民に全く明らかにされていない。

何もしないでただ単に唯々諾々と受入を決めていった恐れが強い。現に被告北九州の「被告北九州の災害廃棄物受入に至る経緯」説明(p13(1)～最後まで)には、札幌市長や新潟県知事その他の自治体の首長と同様な、住民保護を重点とした環境省とのやり取りは何も出てこない。住民保護を放棄した経過説明だけのように思われる。そのために住民に対する説明会では「市長は石巻市民と北九州市民のどちらを向いているのか」という単刀直入な質問がなされたが、回答はなされないままであった。

- ④ そのような次第であるから、焼却によって健康上の悪影響を受ける近隣県・市民から、誠意ある説明とその実施まで焼却処分の停止が再三にわたって要請されている(甲47～51)にもかかわらず、これらを一切無視して焼却を強行している。

九州の地から石巻市民を思いやるほどの市長が、なぜ自分の市民や近隣県・市民を思いやれないのか誠に理解不可能であり、一旦言い出した自分のメンツを守るためという、「助け合いとか絆」などというかけ声とは正反対のことしか、納得できる解答はない。

以上